

高齢者のための在宅生活支援サービス

高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送れるよう、必要な支援を行っています。サービスを利用するときは、その必要性を各事例ごとに地域ケア会議で協議します。利用者負担金は、サービスによって異なります。

介護予防生活 支援サービス

① 配食サービス

調理が困難な独居高齢者などに、昼食を各家庭まで届けるほか、本人の安否確認を行います。

② 生活支援ヘルパー派遣

生活支援ヘルパーを派遣し、高齢者の日常生活、家事などを支援します。

③ 生きがいデイサービス

家に閉じこもりがちな高齢者に、松前町総合福祉センターなどで、日常動作訓練、レクリエーションなどのサービスを提供します。

④ 自立ショートステイ

介護保険サービスを受けていない要介護高齢者に、一時的に特別養護老人ホームなどで宿泊してもらい、生活を援助します。

⑤ 日常生活用具給付

心身機能の低下により、日常生活に不安のある独居高齢者などに、電磁調理器、火災警報器などの生活用具を給付します。

⑥ 緊急通報体制整備

独居高齢者などの安否確認や相談のほか、急病などの緊急時に備え、緊急通報装置を貸与します。

⑦ 老人福祉電話貸与

緊急通報装置の設置において、電話機の設置が難しい高齢者の場合に、電話機を貸与して連絡手段を確保します。

家族介護 支援サービス

① 家族介護用品の支給

要介護度4・5程度の高齢者を介護していて、町民税非課税の家族に介護用品（オムツなど）を現物支給します。

② 在宅寝たきり老人等介護手当支給

寝たきりや重度の認知症の高齢者を自宅で介護していて、町民税非課税の家族に対し、介護手当を支給します。



地域包括支援センターは、高齢者とその家族の在宅介護に関する総合的な相談を受け付け、必要なサービスを受けるための連絡や調整などを行っています。

また、地域の最寄りの相談窓口として、在宅介護支援センターを設置しています。お気軽にご利用ください。

● 松前町地域包括支援センター	☎ 985-4205
松前町在宅介護支援センター	
みどり（筒井 710-1）	☎ 985-2121
鶴寿荘（鶴吉 635-1）	☎ 985-0405
菜の花（神崎 578-1）	☎ 984-7366
エンゼル（北川原 33-1）	☎ 984-6407
のどか（北黒田 173-1）	☎ 961-6353



水道料金の改定について

9月検針
10月請求分
から

水道料金を改定(おおむね 20%値上げ)します。
ご理解とご協力をお願いします。

平成 16 年度に料金改定を行った後、課の統廃合や施設の民間委託を積極的に行い、経費や人員削減などの財政改革に取り組んできました。しかし、次のような状況から、料金改定を行うこととなりました。

▶改定の目的

一定の料金収入を確保し、健全な経営を維持していくことで、皆さんに安定して飲料水をお届けするため。

▶改定を行った背景

①浄水場や耐震管などの整備費用の確保
これまで高度浄水施設の恵久美浄水場、北伊予浄水場を整備するほか、南海、東南海地震などへの対策として耐震化を進めてきました。安心・安全でおいしい水を継続して供給するため、今後も継続して整備を進めていく予定です。

②使用量の減少による料金収入の不足
世帯人員の減少や節水型社会の進展で使用量が減少し、料金収入の不足が予測されています。

今後もさらなる経営の効率化や経費の削減など、いっそうの経営努力をしていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

▶水道使用料(8%税込料金)

下の表はメーター口径 13 mm の家庭用の場合の水道使用料です(基本料金にはメーター使用料を含んでいます)。

使用水量	新料金(円)	現行(円)
0~10m ³	848	719
15m ³	1,469	1,232
20m ³	2,090	1,745
25m ³	2,711	2,258
30m ³	3,332	2,771

(計算例1) 使用水量 15m ³ =基本料金+超過料金 = 848.88 + (124.2 × 5m ³) = 1469.88 使用料 1,469 円	(計算例2) 使用水量 25m ³ =基本料金+超過料金 = 848.88 + (124.2 × 15m ³) = 2711.88 使用料 2,711 円
--	---

改定後の料金表は、検針員が各ご家庭に配布(8月検針)するほか、町ホームページにも掲載していますのでご確認ください。

☎ 上下水道課水道業務係 ☎ 985-4133

住基カードの更新

住基カードは、カードに表記された有効期限の3カ月前から、更新の手続きができます。

- ▼受付時間 平日9時~16時
- ▼申請に必要な物
- ①住基カード(※)+保険証
- ②印鑑(シャチハタ不可)
- ③発行手数料500円
- ④公的個人認証希望の場合はさら

に500円
※顔写真付きの住基カードでない場合、官公署発行の写真付き身分証明書(運転免許証、パスポートなど)が必要です。持っていない場合は、事前にお問い合わせください。
☎ 町民課住民係 ☎ 985-4105

遺族年金の制度が変わりました

▼子のある夫にも支給開始
国民年金に加入していた人が亡くなった場合、亡くなった人に生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に遺族年金が支給されていました。

平成26年4月からは、亡くなった人に生計を維持されていた「子のある夫」にも遺族年金が支給されるようになります。
▼未支給年金を受け取ることができ
る遺族の範囲が拡大

亡くなった人が受け取るはずだった未払いの年金(未支給年金)を受け取ることができる遺族の範囲

は、亡くなった人と生計を同じくしていた「配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」でした。
26年4月からは対象が拡大され、右記以外の3親等内の親族(おじ・おば・子の配偶者)も受け取ることができるようになりました。

☎ 町民課住民係 ☎ 985-4106
松山西年金事務所国民年金課 ☎ 925-5175

小規模多機能・グループホーム「ひまわりのたね」開設

町の指定で整備を行っていた小規模多機能型居宅介護(小規模多機能)・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)が4月7日に開設しました。
小規模多機能では、「通い」を中心に、利用者の身体状況や希望に合わせた「訪問介護」や「宿泊」のサービスが受けられます。

グループホームでは、認知症高齢者が共同で生活をしながら、食事・入浴などの支援や機能訓練が受けられます。
申し込み方法など、詳しくは直接事業所にお問い合わせください。
☎ 高齢者福祉施設「ひまわりのたね」(昌農内347番地1) ☎ 985-3003

新たに70歳になる人は医療費の窓口自己負担額が変わります

70~74歳の人の医療費の窓口負担は法律上2割ですが、特例措置により1割負担となりました。
平成26年4月からは、新たに70歳になる人から順に、本来の2割負担となります。

▼対象者 26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える人
▼2割となる時期 誕生日の翌月(各月1日が誕生日の人はその月)の診療分から
※26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた人は1割負担のままです。
※70歳以上でも一定の所得がある人は、3割負担です。

◎窓口負担割合

誕生日	26年4月診療分まで	26年5月診療分から
昭和19年4月1日以前の人	1割(特例措置)	1割(特例措置)
昭和19年4月2日以降の人	3割	2割(70歳の誕生日の翌月(各月1日が誕生日の人はその月)から)

☎ 保険課医療保険係 ☎ 985-4107

農家の皆さんへ 周りに配慮した田畑の野焼きを

田畑の稲わら、麦わらなどの野焼きについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で焼却禁止の例外となっています。焼却を行うときは次の点に配慮して行うようにしましょう。

- ▼周りにへの配慮
 - ・近所の人に声を掛けてから焼却を行うようにする
 - ・風が強い日や空気が乾燥している日は中止する

- ・風向きを十分に考慮して行う
- ▼焼却中の注意事項
 - ・焼却中は水バケツなどを用意し、そばを離れないようにする
 - ・焼却後は、火が消えたことを必ず確認する。

農家の皆さんへ 農業者年金に加入しましょう

▼対象者 国民年金第一号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人

※配偶者や後継者など、家族農業従事者の人も加入できます。

▼年金の種類 自分が積み立てた保険料とその運用益から将来受け取る年金額が決まる「積立方式」の年金です。

▼保険料の額 自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料は2万円～6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に選べます。さら

に、経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直しを行うことができます。

※保険料の国庫補助、税制上の優遇措置があります。

※終身年金で80歳未満までの保証付きです。

●農業者委員会事務局
最寄りのJA
松前支所 ☎984-11024
北伊予支所 ☎984-21171
岡田支所 ☎984-21011

まさき農園利用者募集

野菜、花などの栽培を通じて自然と触れ合い、農業に理解を深めてもらうため、まさき農園を開設しています。

▼利用期間 契約日～平成27年3月31日まで(以後1年ごと更新)

▼利用資格 町内在住の人(1世帯1区画)

▼利用方法 できるだけ農業、化学肥料を使わない栽培方法(有機栽培)とし、果樹などの永年作物の栽培は不可とします。

▼賃借料 年間5千円(貸付期間の途中から利用の場合は月割)

▼場所 伊予鉄道古泉駅東



▼募集区画数 4区画(1区画30㎡)

▼申し込み方法 産業課にある「まさき農園利用申込書」に必要事項を記入、押印(シャチハタ不可)して提出してください。

▼締め切り 5月30日(金)

▼申込先 産業課農業振興係
☎985-4119

郷土を美しくする 清掃を行います

6月7日(土)
9時～

(雨天時は6月21日(土))
塩屋海岸、
北黒田・新立海岸、
松前港内港
行政区の指定場所など

昭和45年から続いている「郷土を美しくする清掃」は、本年度で45回目を迎えます。

町内の海岸などにあるごみ、空き缶などを取り除く清掃活動を、一斉に行います。

「町を、ずっと、
みんなで、きれいに」
皆さんの近所や事業所の周りもあわせて清掃し、私たちの町を私たちの手で美しくしましょう。

●町民課ごみ対策係
☎985-4117



農家の皆さんへ 防災協力農地の登録へご協力を

防災協力農地は、地震など大規模な災害が発生したとき、避難場所や仮設住宅建設用地などに使用する農地です。町民の安全を確保し、円滑に復旧活動を進めるためにも登録にご協力をお願いします。

- ▶用途
 - ①緊急避難場所
 - ②仮設住宅建設用地や復旧用資材置き場(長期間使用する場合は別途協議)
- ▶登録期間 3年(初回は登録日から2年を経過した最初の3月31日まで)
- ※期間満了までに継続しない意思表示がなければ自動更新

- ▶使用期間 2年以内
 - ※登録者の同意を得て延長する場合があります。
 - ▶農作物補償、土地使用料 使用した場合は、それぞれ支給します。
 - ▶原状回復 使用した場合は、原状回復して返却します。
 - ▶標識 登録後、案内標識を設置し、ごみ投げ捨て防止の啓発も行います。
- 【平成25年度実績】
登録：11人
登録農地：24,225㎡(19筆)
- 産業課農地係 ☎985-4131



犬・猫の不妊や去勢手術を助成します

飼い犬・猫の不妊去勢手術の費用を助成します。

- ▼補助対象
 - ①平成26年4月1日～27年3月31日までに手術をしていること
 - ②飼い主が町内在住であること
 - ③動物取扱業を行う飼い主でないこと
 - ④犬の場合は、登録を行い、26年度の狂犬病予防注射済票を交付されているか、26年度中に予防接種を受けていること
 - ⑤町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していないこと
- ▼補助件数 犬・猫合わせて先着130頭
- ▼補助金額 2300円

▼申請方法 手術終了後、次の書類を提出してください。

- ①補助金交付申請書
- ②補助金請求書
- ③情報開示同意書

※郵送での申請は受け付けませんので、窓口までお越しください。

●申請書などは町民課にあるほか、町ホームページからダウンロードできます。

▼手術費の助成方法 提出書類を確認し、助成を決定した場合に、指定口座に補助金を振り込みます。

▼受付期間 27年3月31日まで

▼申請先・問い合わせ先 町民課生活環境係
☎985-4117

障がいのある人の 自動車税・軽自動車税を減免します

- 自動車税または軽自動車税を（1台に限り）減免します。
- ▼対象 障がい者本人が所有する自動車（18歳未満または療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を持つている人は、その人と生計を一にする家族の所有車も含む）を次のいずれかの人が運転する場合
- 障がい者本人
 - 障がい者と生計を一にする家族
 - 障がい者だけの世帯の障がい者を常時介護する人
- ▼減免の対象となる障がいの範囲
左表のとおり
- ▼申請に必要なもの
【自動車税・軽自動車税共通】
- 各種手帳
 - 運転免許証
 - 納税通
- 知書④印鑑（シヤチハタ不可）
- 【自動車税】
- 自動車検査証
 - 生計同一者が常時介護者が運転する場合は①生計同一証明書か常時介護証明書②通学・通園・通所証明書、通院証明書か通勤・生業証明書（いずれも条件あり）
- ※戦傷病者手帳を持っている人はお問い合わせください。
- ※軽自動車税は、納税通知書が届いてから申請にお越しください。
- ▼申請期限 5月26日（月）
- ▼申請先
（自動車税） 県中予地方局課税課
自動車税担当 ☎909-8754
（軽自動車税） 税務課町民税係
☎985-4110

◎身体障がい者手帳の区分

障がいの区分	本人が運転	生計同一者、常時介護者
視覚障がい	1級～4級	
聴覚障がい	2級・3級	
平衡機能障がい	3級	
音声機能、言語障がいまたはそしゃく機能の障がい	3級 (喉頭摘出だけ)	
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級・2級
	移動機能	1級～6級
心臓機能障がい	1級・3級	
じん臓機能障がい		
呼吸器機能障がい		
ぼうこうまたは直腸の機能障がい		
小腸の機能障がい	1級～3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		
肝臓機能障がい		

- ◎療育手帳の区分 A判定
- ◎精神障がい者保健福祉手帳の区分 1級

納期限内に納めましょう 自動車税のお知らせ

- 自動車税は4月1日（午前0時）現在の登録名義人に課税されます。
- ▼納期限 6月2日（月）
- ※5月中旬に納税通知書を送付。コンビニでも納税できます。
- ▼環境負荷の大きい自動車（軽自動車除く）の自動車税について
環境への配慮のため、新車登録から13年経過したガソリン車・LPG車、11年経過したディーゼル車は、経過した翌年度から税額が約10パーセント割増されます。
- ◎平成26年度対象となる自動車
▽ガソリン車・LPG車は平成13年3月31日以前▽ディーゼル車は平成15年3月31日以前に、新車の新規登録をした自動車の自動車税について
一定の基準を満たしている場合、新車新規登録の翌年度だけ自動車税が減額になる場合があります。
- ◎県中予地方局課税課
自動車税担当 ☎909-8754

特設人権相談所を開設します

- 6月1日は『人権擁護委員の日』です。差別待遇、暴行・虐待、いじめ、プライバシーの侵害など人権問題でお困りの人は気軽に相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。
- 《特設人権相談所》
- ▼日時 6月2日（月）10時～17時
- ▼場所 松前総合文化センター2階第2研修室
- ▼相談担当者 松前町人権擁護委員
- ▽田中安男さん、高石勤さん、平井章能さん、大西克彦さん、田中きよ美さん
- ▼電話番号 ☎985-1313
- 《電話相談》
- ▼日時 6月2日（月）9時～21時
- ▼相談担当者 人権擁護委員、法務局職員
- ▼電話番号 ☎0120-459-737（フリーダイヤル）
- ◎社会教育課人権教育係
☎985-4137

平成26年度 子ども支援教育相談

- 県教育委員会は、発育や発達に不安のある幼児、児童や生徒の保護者を対象に、養育や教育についての相談活動を実施しています。
- ▼日時 6月30日（月）
- ▼会場 愛媛県総合社会福祉会館
- ▼申し込み方法 在籍する幼稚園、保育所、小・中学校または学校教育課へ所定の用紙を提出してください。
- ※所定の用紙は提出先にあります。詳しくはお問い合わせください。
- ◎学校教育課学校教育係
☎985-4134

毎年5月12日は民生委員・児童委員の日、5月12日（月）～5月18日（日）は活動強化週間です。

「広げよう地域に根ざした思いやり」

民生委員・児童委員にご相談ください

一人で悩まないで、「誰かに話してみたい」と思ったら、ぜひお近くの民生委員に相談してください。例えば・・・

介護	子育て不安	生活費
配食	不登校	住居
生活の悩み	いじめ・非行	年金・保険

担当民生委員・児童委員のお問い合わせは、松前町社会福祉協議会（☎985-4144）まで。

「守ろう人権 なくそう差別」 2014 明るい人権の町づくり大会

- ◎日時 5月10日⑤13時30分～（受け付け13時～）
- ◎会場 松前総合文化センター広域学習ホール
- ◎内容 開会行事（13時30分～）
人権啓発劇（14時10分～）
松前小学校6年生の皆さん
記念講演（14時55分～）
講師 ノンフィクション作家
吉永みち子さん
「気づき・認め合う社会をめざして」
※手話と要約筆記がつかます。
- ◎参加費 無料

※無料託児あります。希望者は事前に社会教育課へ。



◎講師紹介
吉永みち子さん

埼玉県川口市出身。東京外国語大学インドネシア語学科卒業後、競馬専門誌や夕刊紙「日刊ゲンダイ」の記者として活躍後、退社。5年間の専業主婦を経て仕事に復帰。以来、フリーとして活躍している。

◎社会教育課人権教育係 ☎985-4137